

第6期（令和5年2月1日～令和5年5月7日） ■感染症法上の位置づけ変更の方針が示されてから「5類感染症」に移行されるまでの対応■（5類感染症への移行後（令和5年9月末まで）の取組も一部記載）

令和5年1月27日の政府対策本部会議で、5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを「5類感染症」に変更する方針が決定され、**国が示した医療提供体制の段階的な見直しの方針等を踏まえ、位置づけ変更に向けた準備を進めた。**

その後、オミクロン株と病原性が大きく異なる変異株が生じるなど、判断を変更するような特段の事情が認められないことから、**5月8日**、正式に**感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更**された。これまでの「**特別な病気に対する特別な対応**」から「**一般的な病気に対する普遍的な対応**」へのシフトを進めることとし、県対策本部を廃止した。

【感染状況等の概況】

- 令和5年2月以降、減少傾向にあった感染者数は3月下旬に下げ止まった。その後、5月8日の「5類感染症」へ変更までの間、感染者数の急増は見られなかった。
- 病床使用率は、令和5年2月1日には40%を超えていたが、感染者数の減少に伴い下降、3月下旬以降は10%前後で推移した。
- 令和5年2月10日、国において「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定され、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し3月13日（学校は4月1日）から適用された。
- 5類感染症移行後の医療提供体制については、国から、入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していく方針が示され、併せて、今後の具体的な目標等を示した「移行計画」の策定が求められた。
- 令和5年4月28日、政府対策本部について5月8日に廃止することが閣議決定され、同日、本県においても対策本部を5月8日に廃止することを決定した。
- 令和5年5月5日、世界保健機関（WHO）は、令和2年1月30日に宣言した「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の終了を発表した。

【主な対策】

- 感染状況等を踏まえ、感染症対策や事業等について順次縮小・見直し※を行った。
- 5類感染症への円滑な移行に向けて、県民・事業者へ感染症対策等の変更点などの周知に努めるとともに、医療機関に対しては広く一般的な医療機関での対応が図られるよう情報を共有し、技術的支援なども行いながら働きかけた。
- 感染症対策の変更後においても、高齢者等の重症化リスクの高い方への配慮が必要なことから、施設と連携可能な医療機関リストを提供するなど高齢者施設等における感染対策の取組を促進・強化するよう働きかけた。
- 5類感染症への移行は、県民・事業者にとって大きな対応の変更となることから、4月28日、知事メッセージを発出した。

※【県対策本部等】 【保健所体制】

- 国の対策本部の廃止を受け、県対策本部を廃止（5月8日）
- 新型コロナウイルス感染症医療調整センターの業務委託終了（5月7日）
- 5類感染症移行後も発熱時等の受診相談や陽性判明後の体調急変時の相談にワンストップで対応する新型コロナウイルス感染症相談センターを開設（5月8日）

【医療提供体制】

- 検査キット配付・陽性者登録センターにおける検査キット配付終了（2月28日）、陽性者登録終了（5月7日）
- パルスオキシメーターの貸出終了（5月7日）
- 臨時医療施設の運用終了（5月7日）
- 宿泊療養施設の運用終了（5月7日）
- 広く一般的な医療機関による対応への円滑な移行に向け、外来対応医療機関を指定・公表するとともに、確保病床を、主に重症者用病床の縮減、軽症者病床の廃止を進めつつ、幅広い医療機関での受け入れができるよう入院医療体制を確保

【検査体制】

- 感染拡大時の一般検査事業終了（3月31日）
- 医療機関との行政検査契約終了（5月7日）

【ワクチン】

- 千葉県ワクチン追加接種センターを終了（3月18日）

【感染拡大防止対策】

- 基本的対処方針の廃止に伴い、県民・事業者への要請終了（5月7日） など

【評価・課題】

- 臨時医療施設は、感染動向等を踏まえ施設運営を行い、中等症患者や要介護・高齢の軽症患者を中心に受け入れ、**医療提供体制への負荷の軽減や感染拡大時の入院調整の円滑化に一定の役割を果たした。**
- 宿泊療養施設は、**軽症者等を受け入れることにより、中等症以上の患者の病床確保や救急医療への影響回避に一定の役割を果たすとともに**、妊婦や高齢者等の重症化リスクの高い方と同居する患者の隔離先となることで、感染防止につながった。
- 県民・事業者へ感染症対策等の変更点を事前に情報発信を行うなど**丁寧に周知を行うことで、概ね円滑に移行することができた。**
- 外来対応医療機関（発熱外来）について、**5月8日以降、約1,100機関増となる約2,100医療機関を指定、公表し、大幅に増加することができた。**
- 5月8日以降、外来対応医療機関、入院医療機関ともに**広く一般的な医療機関による対応への移行を進めることができた。**